

重要事項説明書（介護医療院サービス）

医療法人社団大法会が開設し、遠江病院介護医療院（以下「当施設」といいます）が提供する介護医療院サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 施設の概要

開設者の名称	医療法人社団 大法会
主たる事務所の所在地	浜松市浜名区中瀬3832番地の1
電話番号	053-588-1880
管理者職	理事長
管理者氏名	大城 一
施設の名称	遠江病院介護医療院
施設の所在地	浜松市浜名区中瀬3832番地の1
介護保険事業所番号	22B7200108
許可年月日	令和4年4月1日
交通の便	・遠鉄芝本駅下車、徒歩15分、第2東名浜松浜北ICから車で10分 ・遠鉄バス、西中瀬バス停下車 約300m

2 施設の職員の概要

職 種	資 格	員 数（常勤換算）
管理者	医 師	1 人
医師（管理者を含む）		1人以上
薬剤師（兼務）		1人
管理栄養士（兼務）		1人
看護職員		9人以上
介護職員		13人以上
作業療法士		1人
介護支援専門員（兼務）		1人

3 施設面積

定員	52人
療養室	4人部屋 9室（25.72㎡×1室・26.02㎡×1室・26.10㎡×1室・26.22㎡×1室・27.84㎡×1室・28.08㎡×1室・28.43㎡×1室・28.62㎡×1室・36.50㎡×1室）

	2人部屋	6室 (14.63㎡×1室・15.81㎡×1室・15.84㎡×1室・16.04㎡×1室・17.56㎡×1室・17.77㎡×1室)			
	個 室	4室 (9.33㎡×2室・9.35㎡×1室・9.75㎡×1 室)			
浴室	一般浴槽 17.18㎡	特殊浴槽 14.04㎡			
食堂兼談話室兼 レクリエーション室	1階 63.35㎡	2階 63.35㎡			
機能訓練室	49.52㎡				
その他設備	サービスステーション	1階 15.54㎡	2階 15.54㎡		

4 介護医療院サービスの運営方針

- (1) 要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切な方法により作成された施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うものとします。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとします。
- (3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行ない、市町村、居宅介護支援事業者他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとします。

5 サービスの内容

当施設が入所者に提供するサービスは以下のとおりです。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 食事（食事は原則として食堂で提供します。提供時間は変更することがあります。）
 - 朝食 7時30分
 - 昼食 12時00分
 - 夕食 18時00分
- (3) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。入所者は、週に2回以上ご利用いただきます。ただし、入所者の体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護
- (6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (7) 相談援助サービス
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生管理
- (10) 理容サービス（場所の提供）
- (11) 行政手続代行
- (12) その他

※これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6 利用料金

- (1) 当施設の介護医療院サービスの提供（介護保険適用部分）に際し入所者が負担する利用料金は、原則として標記単位の介護保険負担割合証に記載の入所者負担割合によります。

ア. II型介護医療院サービス費（1日につき）【1単位あたり10.14円】

要介護区分	サービス費Ⅰ	
	従来型個室	多床室
要介護1	675単位	786単位
要介護2	771単位	883単位
要介護3	981単位	1092単位
要介護4	1069単位	1181単位
要介護5	1149単位	1261単位

イ. 施設加算【1単位あたり 10.14円】

加算名称	単位数	備考
療養環境減算Ⅱ	-25単位/日	
安全管理未実施減算	-5単位/日	該当する場合のみ
栄養ケアマネジメント未実施減算	-14単位/日	該当する場合のみ
外泊時費用	362単位/日	該当者のみ
他科受診時費用	362単位/日	該当者のみ
初期加算	30単位/日	入所日から30日まで
退所時情報提供加算	500単位/回	該当者のみ
退所前連携加算	500単位/回	該当者のみ
訪問看護指示加算	300単位/回	該当者のみ
療養食加算	6単位/回	該当者のみ
緊急時施設診療費 緊急時管理	518単位/日	該当者のみ
安全対策体制加算	20単位/日	初日のみ
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	
協力医療機関連携加算	100単位/月	※令和7年4月以降 50単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月の総単位数の4.7%に相当する単位	

ウ. 特別診療費【1単位あたり 10円】

名称	単位数	備考
感染対策指導管理	6単位/日	

褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6単位／日	該当者のみ
初期入所診療管理	250単位／日	該当者のみ
重度療養管理	125単位／日	該当者のみ
医学情報提供（Ⅰ）	220単位／回	該当者のみ
認知症入所精神療法	330単位／週	該当者のみ

（２）居住費（１日あたり）※

多床室（４人部屋・２人部屋） 569円

従来型個室 1,728円

（３）食費（１日あたり）※ 1,731円

※居住費と食費については所得の低い方の負担を軽くする負担限度額認定制度があります。制度の適用を受けるためには市町村（保険者）へ申請し認定を受けることが必要です。

（負担限度額認定には所得要件のほか、資産要件があります。市町村窓口でご確認ください）

※負担限度額認定による減額は次のとおりです

入所者負担段階		居住費等の負担限度額		食費の負担限度額
		従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金の受給者で、 世帯非課税	550円	0円	300円
第2段階	世帯非課税で、本人の 年金収入＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下	550円	430円	390円
第3段階（１）	世帯非課税で、本人の 年金収入＋その他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	1,370円	430円	650円
第3段階（２）	世帯非課税で、本人の 年金収入＋その他の合計所得金額の合計が120万円超	1,370円	430円	1,360円

（４）その他の費用

特別な居室の提供に要する費用、特別な食事の提供に要する費用、その他の日常生活において通常必要とされる費用は入所者の選択により実費相当分が負担となります。

・特別な居室の提供に要する費用

居室番号	差額室料（1日） 消費税込み
101号室 103号室 232号室 233号室	1500円

・日常生活に要する費用及び入所者の選択に係る費用

そ の 他 自 費 分 明 細	
タオルリース料	183円/1枚
おしぼり使用料	81円/1枚
ポリデント	1,650円/1箱
バスタオルリース料	306円/1枚
上着リース料	204円/1枚
下着リース料	153円/1枚
私物洗濯代（施設洗濯）	204円/1枚
ラバーシーツ洗濯代	204円/1枚
娯楽、教養費	実費
健康管理費（インフルエンザ予防接種に係わる費用等）	実費

（５）料金の支払方法

入所者が当施設に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。
毎月10日ごろまでに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので
末日までにお支払いください。支払方法は、口座自動引落とし、窓口現金支払いの中
から利用開始の際に選んでください。支払いが滞った場合には、極度額100万円の範囲
内で連帯保証人に連帯保証していただきます。

（６）キャンセル料

ご都合により介護医療院サービスをキャンセルした場合には、至急当施設に連絡して
ください。なお、入所前のキャンセルの場合は、キャンセル料はいただきませんが、
入所中のキャンセルの場合は、退所までの利用料金をお支払いいただきます。

（７）その他

介護保険証に支払方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスの提供を
償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。
この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町
村の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分から自己負担分を除いた額、ただし、滞
納状況により異なる場合があります）の払い戻しを受けてください。

7 サービスの利用方法

(1) 利用開始

当施設に電話でお申し込みください。当施設の担当職員が介護医療院サービスの内容等についてご説明します。

この説明書により同意を得た後、当施設の介護支援専門員が施設サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア 入所者の都合でサービスを終了する場合

速やかにお申し出ください。

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。

この場合は、サービス終了の1ヶ月前までに、通知します。

ウ 自動終了

次の場合は自動的に終了となります。

- ・入所者が他の介護保険施設に入院又は入所したとき
- ・入所者の要護度が非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・入所者が死亡した場合

エ その他

- ・当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、入所者やその家族に対して社会通念上逸脱する行為を行った場合、当施設が閉鎖した場合、入所者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・入所者がサービスの利用料金を3ヶ月分以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、入所者が当施設に対して利用継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、入所者に文書で通知することにより、直ちにこのサービスの提供を終了させていただく場合があります。

8 サービス利用に当たっての留意事項

◎面会：	(平 日) 原則として、午後 2時より午後7時まで (土日祝日) 〃 午前10時より午後7時まで ※上記の時間外になる場合にはご相談ください。
◎外出、外泊：	看護職員または主治医に事前にご相談ください。
◎飲酒、喫煙：	飲酒につきましては、看護職員又は主治医にご相談ください。 喫煙は原則として禁止しています。
◎設備・器具の利用：	利用に際し、丁寧にご使用ください。
◎所持品の持ち込み：	予め職員に持ち込みの旨お申し出ください。
◎宗教活動、営利活動、 政治活動：	原則として禁止しています。
◎迷惑行為：	他の入所者に迷惑となるような行為にはご注意ください。
◎その他	・相互に親和を図り、紛争は避けてください。

- ・常に身の回り、身体及び衣類の清潔に努めてください。
- ・非常事態を認めた場合は、直ぐに職員に通報してください。

9 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 医療法人社団 大法会 遠江病院
住 所 浜松市浜名区中瀬3832番地の1

・協力歯科医療機関

名 称 ナカゼ歯科
住 所 浜松市浜名区新原3596番地の3

10 非常災害対策

非常時の対応	(火災の場合) ・自動感知装置による非常ベルの鳴動、自動スプリンクラー消火装置の作動、消防署への非常通報、非常放送のほか自衛消防隊による初期消火、避難誘導、救護活動が行われます (地震の場合) ・火災の場合に準じて、避難誘導、救護活動が行われます (その他の災害の場合) ・状況により、適宜判断の上対応します
平常時の防災訓練等	・年2回の防災訓練を実施 ・年1回の夜間想定 of 防災訓練を実施
防災設備	・スプリンクラー自動消火設備、消火栓、消火器 ・非常通報装置、非常放送設備、熱感知装置、煙感知装置 ・非常階段、救助袋、自動防火扉、自動防火シャッター ・はしご車乗入れ用空地、防火水槽 ・震災備蓄庫（非常食、飲料水、炊飯器具等）
消防計画	・消防署への届出： 令和 4年 4月 1日 ・防火管理者： 大城友人 ・内 容： ・防火管理者の権限及び計画の適用範囲 ・予防管理対策 ・自衛消防活動対策 ・震災対策 ・防災教育及び訓練等

11 業務継続計画の作成

当施設は、感染症や災害が発生した場合においても入所者が継続してサービスの提供ができるよう「業務継続計画」の作成、研修等を実施しています。

1 2 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

当施設は、事故発生防止のための安全対策担当者を配置しています。

サービスの提供に伴って、当施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に備え賠償責任保険の損害保険に加入しており、速やかに損害賠償を行います。

1 3 虐待の防止

利用者の尊厳の保持・人格尊重が達成されるよう、「虐待の未然防止」「虐待等の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点から虐待の防止に関する措置として、虐待防止のための担当者の配置・指針の整備・職員への教育を実施します。

1 4 身体拘束等

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。その際、担当職員がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族に説明し、同意を得た上で診療録に記載することとします。

身体拘束等適正化のための対策を検討するための担当者を配置・指針の整備・職員への教育を実施します。

1 5 個人情報の取扱い

当施設とその職員は、業務上知り得た入所者又はその家族若しくは身元保証人等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。

サービスの提供に係る委員会及び会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システム安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

1 6 苦情処理

入所者は、当施設の介護医療院サービスの提供について、いつでも苦情を申立てることができます。入所者は当施設に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口

担 当 青嶋 ひろ子
電話番号 053-588-1880

相談受付日時

月～土曜日（祝日、年末年始を除く）の8:30～17:00

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

市町村（浜松市の場合）	担当窓口	浜松市役所健康福祉部介護保険課
	電話番号	053-457-2875
	担当窓口	浜松市浜名区役所長寿保険課
	電話番号	053-585-1122
静岡県国民健康保険団体 連合会	担当窓口	介護保険課（苦情専用）
	電話番号	054-253-5590

（入所者）

令和 年 月 日

この説明書により、遠江病院介護医療院に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____

（家族または代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

（施設）

遠江病院介護医療院サービスの内容に関し、この説明書に基づいて説明しました。

所在地 浜松市浜名区中瀬3832番地の1

名 称 遠江病院介護医療院

説明者氏名 _____

説明年月日 令和 年 月 日 _____

(付則) この規則は令和6年1月1日から、施行する。浜松市の区割り変更に伴い住所地変更

(付則) この規則は令和6年4月1日から、人員変更及び、介護報酬改正に伴い変更

(付則) この規則は令和6年6月1日から、介護報酬改正に伴い変更

(付則) この規則は令和6年8月1日から、介護報酬改正に伴い変更

(付則) この規則は令和6年10月1日から、介護報酬加算の見直しに伴い変更

(付則) この規則は令和7年10月1日から、防火管理者の変更に伴い見直し